

since 1993
http://est-j.email

E

エステティック
ジャーナル

2023
12

NO. 574

月1回発行
年間購読制
購読料
6000円(税込)

発行所 **株式会社たたぷらす**
編集・発行 石坂泰造
〒101-0045
東京都千代田区神田織治町3-7-3 蔵下ビル3F
TEL.03-6206-9212 / FAX.03-5256-0041
e-mail est@est-j.email

発行所 **株式会社たたぷらす**
編集・発行 石坂泰造
〒101-0045
東京都千代田区神田織治町3-7-3 蔵下ビル3F
TEL.03-6206-9212 / FAX.03-5256-0041
e-mail est@est-j.email

TAKIGAWA ESTHETIC STORE

エステサロンが
なんでも揃う

t-esthe.jp

タキガワエステストア

Main Contents

- 「美容電気脱毛」は社会的に認められた脱毛法・・・1面
- 第25回東京ネイルエキスポ2023・・・2面
- IBMF 総会と学術講演会&懇親会・・・2面
- 「掃毛(そうもう)」は特許庁に商標登録済み・・・3面
- 西坂オアシスビューティハウス社長が米ビジネス誌に・・・3面
- 連載「鍼灸師SHOKO治療院」・・・6面
- 「インナービューティサロンエステプロ・ラボ麻布台」・・・7面
- 日本エステティック工業会が「ベシックコース」講習会・・・7面
- 前田種彦氏(エクシーズジャパン創業)お別れ会・・・7面
- 稲川竜生の「健康美人塾」・・・8面
- 連載・平垣美栄子の植物療法・・・9面
- グローリア21シニア検定・・・10面
- 草尾由美子のお役立ちコラム・・・11面

「美容電気脱毛」は厚生省(当時)の提言に沿ってエステ業界が取り組み社会的に認められた脱毛法

一般社団法人日本美容電気脱毛協会が定時社員総会&懇親会開催

一般社団法人日本美容電気脱毛協会(天辰文夫会長、手塚圭子理事長)は、一般社団法人の組織として、新たな出発をしてから、本年9月末で第3期末が無事に終了したことから、11月21日、東京・都市センターホテルにおいて、定時社員総会&懇親会を開催した。

定時社員総会では、事業報告、活動計画等が審議され、すべて原案通り承認された。懇親会では、先ず、手塚圭子理事長が同協会の経緯、美容電気脱毛の歴史と現在を説明した挨拶の後、来賓として、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課の山崎牧子課長補佐、ならびに特定非営利活動法人日本エステティック機構の福士政広理事長が挨拶した。

懇親会では、同協会の役員をはじめ、行政、エステティック業界関係者が出席し、終始和気あいあいの雰囲気の中、「美容電気脱毛」の今後ますますの発展のため、継続した活動を推進していくことが確認された。

「美容電気脱毛」に関する業界の取り組みについて

美容電気脱毛(プローブ式)は、永久脱毛が可能な脱毛法として、いわばエステティック業界の原点とも言える脱毛法である。

その美容電気脱毛においては、業界が長年に亘り取り組んできた歴史がある。1984年に大津事件が発生、同年に厚生省医事課より医事第69号が通達され電気脱毛に医師法違反の見解が示される。しかし大津事件は不起訴が確定。その後、1985年の釧路事件、1987年の日本消費者連盟告発事件、1994年大阪事件で摘発されたが、すべて不起訴となった。ところが、医事第69号の通達はそのまま残り、電気脱毛と医師法の関係が曖昧なままとなっていた。

しかし、1997年、第141回国会衆議院厚生委員会において、当時の小泉厚生大臣、小野厚生省生活衛生局長から、エステティック業界の電気脱毛に関する大朗報となる答弁と見解が示される。「医行為の内容は、時代や機器の進歩等により変わるもので電気脱毛についても可罰的違法性が認められない場合がある。エステティックの電気脱毛において、業界団体が自主的に技術水準の向上及び営業の適正化を図るべきである」。

これは、国会において厚生省が正式に、エステティックの電気脱毛(美容電気脱毛)に関して条件付きで違法性が認められないという回答を行ったもので、これを機に、エステ

ティック業界が結集し、社会的に認められる美容電気脱毛を確立すべく、改めて統一的な基準作りや技術水準向上に向けて行動を開始することになる。

そこで、日本エステティック連合(日本エステティック業協会、日本エステティック協会)をはじめ、エステティックに関連した8つの団体が結集し、技術の向上や健全な業界発展を目的に1996年に結成)は、1998年、「日本エステティック連合美容電気脱毛

美容ライト脱毛隆盛の中でも根強く続けられていた「美容電気脱毛」

エステティック業界の脱毛サービスの主流が、美容ライト脱毛となり、大手脱毛専門サロンの台頭が相次ぎ、業界全体を席巻した。新たな美容ライト脱毛機器も次々に登場し、進化を重ね、業界全体に普及している。

そんな中でも、エステティック業界における永久脱毛を可能にする脱毛法として美容電気脱毛が根強く続けられてきた。特に、世界に通じる美容電気脱毛士の国際認定資格である「CPE」資格保持者は、継続教育受講が必須となっており、技術者としての地位や高いレベルの美容電気脱毛施術を守ってきた。

昨今における、大手美容ライト脱毛専門サロンの相次ぐ倒産、多数の消費者トラブルで美容ライト脱毛専門サロンの信頼が低下している中で、エステティックの美容電気脱毛に再び注目が集まるものも納得である。

日本エステティック連合が開始した「美容電気脱毛技能検定試験」は、2008年、「美容電気脱毛エステシャン認定試験」に切り替わった。その中で、美容電気脱毛自主基準も策定された。

日本エステティック連合が設立した美容電気脱毛技能検定委員会は2017年、その名称を「日本美容電気脱毛協会」に変更し、自主基準の改訂も行われた。2020年、美容電気脱毛エステシャン養成制度が開始され、同協会は法人格を取得し、「一般社団法人日本美容電気脱毛協会」となった。そして、認定美容電気脱毛エステシャンの規約運用が開始されている。

現在、一般社団法人日本美容電気脱毛協会は、「美容電気脱毛試験の実施及び認定」はもとより、「認定美容電気脱毛エステシャン・技術者養成制度の運営」、「美容電気脱毛に関する広報活動」等の活動を実施している。なお、現在までに延べ7700名以上の合格者(検定試験を含む)を輩出している。

※同協会役員(敬称略)・会長/天辰文夫、理事長/手塚圭子、理事/金井まゆみ、郷和子、施治平、轟木美穂子、中村恭子、藤原弘呼、監事/水溪治彦。